

公 告

大日本帝國行政法及び行政學の進歩を促さん爲
 斯學に關係を有する者協議の上 **大日本行政
 學協會** を創立す其の創設の趣旨、規則、細則は
 同會々誌第一號の首部に掲載したり依て規則第九
 條に依り發起人に於て **推薦** したる諸君に之を郵
 送す故に左の手續を履行せられんことを懇請す
 明治二十九年五月十五日

大日本行政學協會 發起人總代 **宇川盛三郎**

- 一 入會承諾の各位は會誌第二號印刷部數の都合有之候に付入會申込證を至急送付相成度候事
- 二 入會申込と同時に創業費加入金として金拾錢(郵券代用一割増)及び第一回分會費金拾錢(同上)を送付相成度候事
- 三 創業費加入金負擔の各位は創立會員として特別の禮待遇を受く其の方法は更に通知可致候事
- 四 入會者は直に規則第七條の **質問權** を有す質問者は其の質問に即答を求むるときは雜費として一問題毎に金拾錢(郵券代用一割増)を前納相成度候事
 但し會誌を以て解答するものには右の雜費を要せず
- 五 入會不承諾の方は直に本會誌を還附相成度候事
 但し一回分費として金拾錢(郵券代用一割増)を送付せらるゝも可なり
- 六 創立會員は其の地方に於ける斯道に關係を有する者(職務上、好學上)を推薦せらるゝときは其の住所、身分、職業、氏名を至急報告相成度候事

入會申込証

- 一 住所
- 二 氏名
- 三 身分及ヒ職業
- 四 名譽職務
- 五 年齢
- 六 申込年月日

入會者氏名印

大日本行政學協會發起人總代宇川盛三郎殿

特別會員 (イロハ順)

伊藤 博盛 市原 義重 花房 限義 大幡 篤英 小野 國二 渡邊 弘基 加藤 顯弘 芳川 卯正 田口 早苗 高田 正隆 楠本 有朋 山縣 正文 矢野 弘正 前田 弘正 小崎 武弘 榎本 千武 西江 園寺 公望

大日本行政學協會